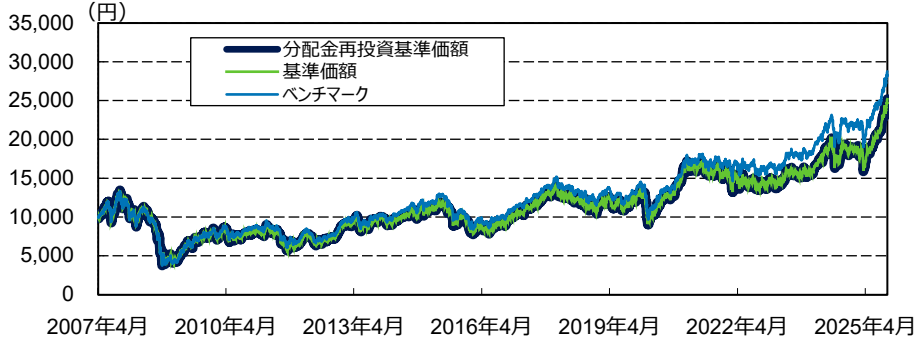


追加型投信／海外／株式

作成基準日：2025年10月31日

投資対象	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
設定日	2007年4月27日
信託期間	無期限
決算日	毎年1回（原則として11月15日、当該日が休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.7908%（税抜1.628%）

■ 設定来の基準価額とベンチマーク*の推移



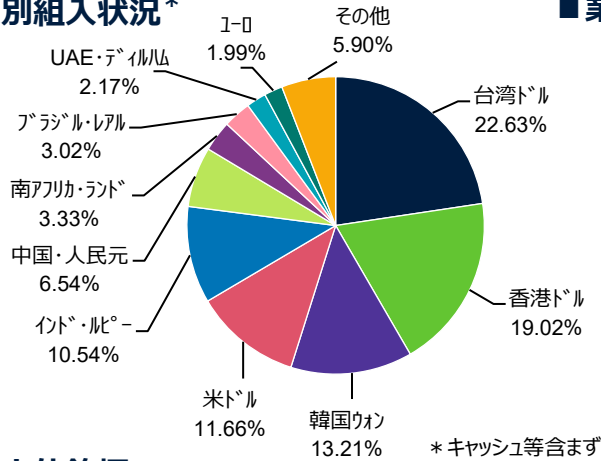
- * ベンチマークはMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）です。
・ 分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと計算しています。設定日を10,000として指数化。

■ 基準価額（税引前分配金再投資）とベンチマークの騰落率

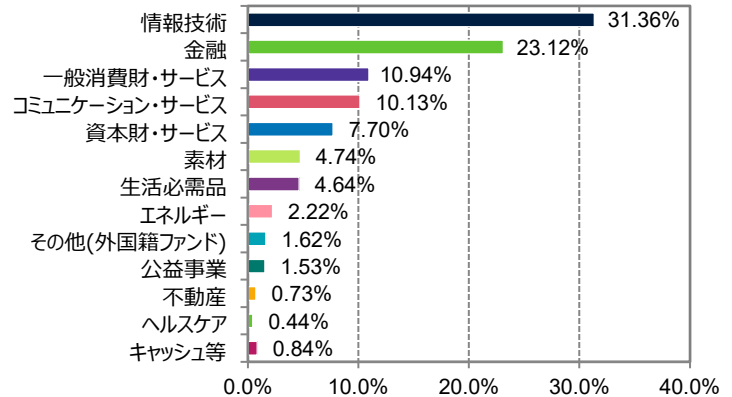
	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	9.33%	22.23%	45.95%	31.48%	85.78%	151.92%
ベンチマーク	9.13%	16.62%	39.63%	28.43%	86.51%	187.72%

- ・ 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。分配金を再投資した基準価額の騰落率です。
・ 基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については上記「信託報酬」欄をご参照ください。

■ 通貨別組入状況*



■ 業種別組入状況



※ グラフについて、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

■ 組入上位銘柄

	銘柄名	国／地域	通貨	業種	投資比率	企業の概要
1	台湾セミコンダクター	台湾	台湾ドル	情報技術	9.77%	TSMC(台湾セミコンダクター)は半導体メーカーで、同社のIC(集積回路)はコンピュータ、通信、自動車などに使用される。
2	Tencent Holdings	中国	香港ドル	コミュニケーション・サービス	6.75%	Tencent Holdingsは、中国の通信サービス会社。子会社を通じて世界各地で事業を展開。
3	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	情報技術	5.44%	三星(サムスン)電子は電子機器・電気製品の製造会社。半導体、パソコン、家電製品、通信機器などを製造、販売している。
4	SKハイニックス	韓国	韓国ウォン	情報技術	3.00%	SKハイニックスは、韓国を拠点とし主に半導体メモリの製造・販売を行う企業。
5	ホンハイ・プレジジョン・インダストリー	台湾	台湾ドル	情報技術	2.62%	台湾の鴻海精密工業(ホンハイ・プレジジョン・インダストリー)は、各種電子機器の受託生産サービスを行う。
6	HDFC銀行	インド	インド・ルピー	金融	2.46%	HDFC銀行はさまざまな金融サービスを提供するインドの商業銀行。
7	アリババ・グループ・ホールディング	中国	香港ドル	一般消費財・サービス	2.44%	アリババ・グループ・ホールディングは、中国のオンライン販売会社。子会社を通じて様々なインターネットサービスを提供。
8	コンテック・エネルギー・テクノロジー	中国	中国・人民元	資本財・サービス	1.63%	コンテック・エネルギー・テクノロジーは電池製品メーカー。パワーバッテリー・システム、エネルギー貯蔵電池、その他製品を製造する。
9	スーシェン・マインイング・グループ	中国	香港ドル	素材	1.60%	スーシェン・マインイング・グループは金属採掘会社。金、銅、亜鉛、鉄、およびその他非鉄金属の生産を手掛ける。
10	ASEテクノロジー・ホールディング	台湾	台湾ドル	情報技術	1.57%	ASEテクノロジー・ホールディングは半導体組立・検査会社。台湾で事業を展開する。

※ ベビーファンドベース。投資比率は、マザーファンドの投資比率と当ファンドが保有するマザーファンド比率より算出しております。

※ 国／地域、業種につきましては委託会社の分類に基づいて表記しております。

* 本ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

■ 国別組入状況

地域	国／地域	投資比率	地域別合計	MSCIエマージング・ マーケット・ インデックス	現地株価指数	前月末比 騰落率
アジア	中国	27.38%	75.25%	81.1%	ハンセン中国企業株指数（H株）	-4.05%
	インド	10.86%			S&P・BSEセンセックス	4.57%
	インドネシア	1.48%			ジャカルタ総合指数	1.28%
	韓国	13.10%			韓国総合株価指数	19.94%
	マレーシア	-			FTSE ブルサ・マレーシアKLCI指数	-0.17%
	フィリピン	-			フィリピン総合指数	-0.40%
	台湾	22.43%			加権指数	9.34%
	タイ	-			タイSET指数	2.77%
ラテン・アメリカ	ブラジル	6.53%	9.14%	7.0%	ブラジルボエバ指数	2.26%
	チリ	-			チリ サンティアゴIGPA指数	4.86%
	コロンビア	-			コロンビアEQC指数	6.66%
	メキシコ	1.94%			メキシコボルサ指数	-0.23%
	ペルー	0.67%			MSCI NUAM ペルー総合株価指数	1.43%
欧州／中東／アフリカ	チェコ	-	10.08%	11.9%	ブラハPX指数	2.84%
	エジプト	-			エジプトヘルメス指数	15.16%
	ギリシャ	1.45%			アテネ総合指数	-1.92%
	ハンガリー	0.71%			ブダペスト証券取引所指数	8.54%
	クウェート	-			クウェート証券取引所オールシェアPR指数	2.68%
	ポーランド	1.76%			ワルシャワWIG指数	4.82%
	カタール	-			カタールQE指数	-0.87%
	サウジアラビア	0.71%			サウジアラビア タダウル全株指数	1.33%
	南アフリカ	3.30%			FTSE/JSEアフリカ全株指数	1.21%
	トルコ	-			イスタンブール100種指数	-0.37%
	アラブ首長国連邦	2.15%			ドバイ金融市場総合指数	3.76%
	香港	2.01%				
その他の地域*	ルクセンブルグ	1.62%	4.69%	-		
	イギリス	0.53%				
	ロシア	-				
	ポルトガル	0.52%				
	キャッシュ等	0.84%				
	計	100.00%	-	100.0%		

※ ベーパーファンドベース。投資比率は、マザーファンドの投資比率と当ファンドが保有するマザーファンド比率より算出しております。

※ 国／地域につきましては、委託会社の分類に基づいて表記しております。

※ 現地株価指数についてはLSEG Datastreamのデータ。現地株価指数につきましては作成基準日のデータより算出しております。

※ 投資比率については、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

* 香港、ルクセンブルグ、イギリス、ロシア、ポルトガルはベンチマークの構成国ではありません。

■ 月次コメント

【市場概況】 10月は、米連邦準備制度理事会(FRB)が2か月連続で利下げを実施した中、韓国や台湾株式市場が堅調に推移したこと等を背景に、エマージング株式市場は上昇しました。韓国は、AI関連テクノロジーへの需要の高まりや、米国との新しい通商協定の発表等が支援材料となり、株式市場は上昇しました。台湾は、引き続きAI関連のテクノロジー銘柄への期待感の高まり等が支援材料となり、株式市場は上昇しました。インドは、米国との貿易協定への期待感等が支援材料となり、株式市場は上昇しました。サウジアラビアは、エネルギー価格が軟調に推移したこと等が重しとなり、株式市場は上昇したものの、相対的に小幅な上昇となりました。ブラジルも、株式市場は上昇したものの、通貨ブラジル・レアルが米ドルに対し軟調となったこと等が重しとなり、相対的に小幅な上昇となりました。 メキシコは、軟調な経済見通し等が材料視され、株式市場は下落しました。トルコは、通貨トルコ・リラが米ドルに対して軟調となったことや、インフレ率が市場予想を上回ったこと、中央銀行による政策金利の引き下げ等が材料視され、株式市場は下落しました。中国は、米中貿易協議への懸念等が重しとなり、株式市場は下落しました。一方、月末には当局は合意に達し、中国から米国向けへの輸出品に対する関税は10%引き下げられることとなりました。 (株式市場の騰落率の記載がある場合は現地通貨ベースで記載しております。) 【今後の見通し】 トランプ米大統領と習近平国家主席の会談を受け、中国と米国間の貿易摩擦に関して部分的な緊張緩和が示されました。これには、一部の中国製品に対する米国による関税の引き下げや、1年間の相互関税の停止が含まれます。 世界の金融市場は、各国との貿易関税交渉が進展している兆しを引き続き好感しており、広範なグローバル貿易協定に向けて進捗が見られるとの見方がコンセンサスとなっています。新興国株式市場は、これに加えて、AIへの投資に対する期待感を背景にテクノロジー株への高い関心が続いていることや一部の国における金融緩和等が支援材料となっています。 世界貿易については、米国からの旺盛な需要等が支援材料となるとみています。また、テクノロジー分野では、当面AI関連の設備投資への需要が堅調に推移するとみられ、このことも下支えとなると考えます。 米国の政策不透明感や経常・財政赤字の大幅な拡大は、米ドルの下落要因となっています。このことは新興国株式市場にとっては支援材料となるとみています。米ドルの下落は国内のインフレに対し緩和圧力をかけ、一部の国においては金融政策の緩和余地の拡大につながるだけでなく、資本流入の促進、債務返済コストの低下、企業収益にとっての支援材料となる可能性があると考えています。 足元のエマージング株式市場における主なリスクは、トランプ政権に関連する政策の不確実性とそれが世界的な経済成長にもたらす影響、中国における政策の展開、AIに対するセンチメントの悪化等が挙げられます。 【ロシア株の保有状況について】 従前より当ポートフォリオではロシア株式の保有は限定的であるものの、中長期にわたって国際金融市場におけるロシア銘柄の取引が困難となることが見込まれる状況から、取引停止前にファンドが保有し売却が済んでいない銘柄を除いて、ロシア株式（預託証券を含む）は投資対象としておりません。また、現時点において保有するロシア株式（預託証券を含む）については、足元の社会環境・市場環境を受けて、当社では評価額をゼロとして報告をしております。

■ ファンドの目的

主として新興国の株式に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

■ ファンドの特色

1 MSCI エマージング・マーケット・インデックス*の構成国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- *MSCI Inc.が開発した株価指数で、エマージング諸国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当指数に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用することは禁じられております。
- *ファンドは、主としてシュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて投資を行います。
- *投資対象国の株式を投資対象国以外の国で流通させるために当該株式を銀行などに預託し、代替として海外市場で発行される預託証券（DR: Depositary Receipt）を投資対象に含みます。
- *投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）*¹をベンチマーク*²とします。

- *¹ MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が独自に算出したものです。
- *² ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国



MSCIのデータに基づきシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が作成 24カ国 2025年5月末現在
※構成国は変更されることがあります。

3 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

4 マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

■ 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

■ ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

■ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の
価格変動リスク、
信用リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリー
リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

チャイナ・コネクト^{*1}を通じて中国A株^{*2}への投資を行う場合があります。チャイナ・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合があります。また、チャイナ・コネクトには取引額に制限があります。チャイナ・コネクトを通じた取引が停止された場合、ファンドによる中国A株への投資やチャイナ・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

ファンドはチャイナ・コネクトを通じて、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）に上場する新興企業の株式に投資する場合があります。これらの企業は事業規模が小さいため、株式の流動性や株価変動性、回転率が大きく、株価は過大評価され、持続しない可能性があります。また、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、大企業が上場する中国A株メインボード市場に比べて厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。これらの事象が組入銘柄に生じた場合、ファンドは重大な損失を被る可能性があり、これにより基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

*1 チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。

*2 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

■ 投資リスク

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

■ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

■ リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

追加型投信／海外／株式

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
ご自身でご判断ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	原則として購入申込日から起算して6営業日目までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■ロンドン証券取引所の休業日 ■ニューヨーク証券取引所の休業日 ■ロンドンの銀行の休業日 ■ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	無期限（2007年4月27日設定）
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「エマ株1年」として掲載されます。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.7908% (税抜1.628%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	配分(年率/税抜)	役務の内容
	委託会社	0.76% ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および 受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.80% 運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
その他の費用・ 手数料	受託会社	0.068% ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	委託会社の配分には、マザーファンドの運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する報酬が含まれています。	
	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.055% (税抜0.05%) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

追加型投信／海外／株式

■ファンドの関係法人

委託会社： シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [設定・運用等]
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号
 加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社： 三菱UFJ信託銀行株式会社 【信託財産の管理等】

販売会社： 販売会社については、下記ご参照（五十音順）。【募集の取扱い等】

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者: マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○		
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○		
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者: 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○		○
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社)(インターネットトレードのみ)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○
<ラップのみのお取扱い>					
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○	○	
<新規募集停止>					
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第3号	○	○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第191号	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○	○	
UBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3233号	○	○	

■本資料に関するご留意事項

■本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。■本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。■本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。■本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却などいかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものでもありません。■本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく複製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。■MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・默示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと（又は行わないこと）の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。■お申し込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。